

外務省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

大正九年九月七日

内閣總理大臣原敬

勅令第

號

外務省官制中左ノ通改正ス

第三條中「十二人」ヲ「十五人」ニ改ム

第四條中「三局」ヲ「四局」ニ「政務局」ヲ

「亞細亞局

ニ改ム

歐米局」

第五條 亞細亞局ニ於テハ支那國、香港、

澳門及暹羅國ニ關スル外交事務ヲ掌

ル

第五條ノ二 歐米局ニ於テハ亞細亞局

ノ掌ラサル外交事務ヲ掌ル

第六條ノ三中「外務省事務官專任十七人」  
ヲ「外務事務官專任二十二人」ニ改ム

第七條中「三人」ヲ「專任五人」ニ改ム

第七條ノ二 外務省ニ電信官專任二人  
ヲ置ク奏任トス電信符號ニ關スル事

項ニ從事ス

第八條中「七十九人」ヲ「專任百二人」ニ改  
ム

第九條中「五人」ヲ「專任五人」ニ改ム

第十條中「四人」ヲ「專任六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ外務省事務官ノ職ニ  
在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルト  
キハ同官等俸給ヲ以テ外務事務官ニ任  
セラレタルモノトス

遞信省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正九年九月九日

内閣總理大臣原敬

